

# 東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第36号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。  
「宇宙」をイメージしております。



「飛躍！」 2021年11月16日撮影 石井博文

## 目次

|                        |       |
|------------------------|-------|
| ◇新年のご挨拶 .....          | 2P    |
| ◇各事務所紹介 .....          | 3P    |
| 総代表                    | 横尾 和儀 |
| 銀座事務所所長                | 松本 康之 |
| 新宿事務所所長                | 藤原 知実 |
| 武蔵野事務所所長               | 両角 直樹 |
| 小金井事務所所長               | 谷合 譲太 |
| 昭島事務所所長                | 榎本 修  |
| さいたま事務所所長              | 村山 泉  |
| 所沢事務所所長                | 野澤 隆男 |
| 熊谷事務所所長                | 橋本 直樹 |
| 足利事務所所長                | 氏家 健二 |
| 佐久事務所所長                | 井出 俊一 |
| ◇税務特集 .....            | 4～5P  |
| ◇経営改善支援事業 .....        | 6～7P  |
| ◇事務所だよりコーナー／編集後記 ..... | 8P    |



# 新年のご挨拶



総代表 横尾 和儀

新年明けましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、御健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃より格別のお引き立てを賜り、心より厚くお礼申し上げます。

開催が危ぶまれたオリンピック・パラリンピックも、日本の過去最多のメダル獲得数という結果で無事終了し、ホッとしているところです。感染拡大は下火になったとはいえ、猛威をふるったコロナウイルスはまだ収束していません。海外では未だに感染拡大が続いており、予断を許さない状態が続いています。従前のマスク着用、密にならない、換気などの感染対策は継続していく必要があります。最近ではマスクを着けずにうっかり外に出た時などは、シートベルトを着けずに車に乗ってしまったような、妙な違和感を覚えます。以前は考えられませんでした、それだけマスク着用が身についてしまったのでしょうか。

昨年は関与先の皆様方のお役に立てるよう、有益な情報の発信、給付金・補助金等の受給申請のお手伝いなどさせて頂きました。今年からはコロナウイルス感染に注意を払いつつ、2年間の自粛空白の期間とも言える時期もありましたが、その間の経験を生かし経済回復に向けて再スタートを切っていかなければなりません。政府においても大規模な経済対策を打ち出しています。当事務所においても関与先の皆様方の御発展の為、努力して参ります。

令和4年から始まる改正電子帳簿保存法や令和5年から改正される消費税のインボイス制度に対応する為、早急適正な情報提供と研修会などを開催して有利な方法が選択できるように御助言させて頂きまします。事務所スタッフに何なりとお申し付け下さいますようお願い申し上げます。

又、以前から特化チームとして活動していた分野

を今年から再編し機能を高め、専門部として皆様方のお役に立てるよう4つの専門部を立ち上げることとなりました。

MAS 専門部は、経営のお手伝いをさせて頂く専門部です。夢の実現、問題解決の為の経営計画策定や経営改善計画書の策定を共に実施していきます。その他中期経営計画策定セミナー、財務分解講座、経営塾の開催を企画して参ります。又、異業種交流会とも言えるオンラインサロンを予定しています。

相続専門部は相続税の申告を専門とした部ですが、将来における相続税の試算や節税対策・分割対策・納税対策を3年間に渡り検討していく相続対策を行なっていきます。他には相続対策セミナーを開催していきます。

医業専門部は医院、歯科医院、薬局の税務会計を中心に関与させて頂く専門部で医業経営コンサルタントの資格を持つスタッフが経営運営にまで携わりお手伝いをさせて頂きます。

飲食専門部では税務会計のみならず飲食店経営で抱える客単価の向上、再来店率のアップなど諸問題を一緒に考え解決していきます。そして情報メルマガとして「さくらインフォデリ」を発行していきます。

日本経済が不透明な中、関与先企業の皆様方の相談役として、又、経営コーチとしての役割などが会計事務所にも求められています。そうした中、東京さくら会計事務所は総合事務所を目指しお客様のニーズに応えていく為に、研修の充実、資質の向上、業務改善を図っていきます。支所事務所間で連携を取り合い、お客様に役立つ情報提供すべく、今年もスタッフ一同研鑽に励んで参りますのでよろしくお願い申し上げます。

この新しい年が、皆様方にとりまして益々の御繁栄と御健勝の年でありますように、心からお祈り申し上げます。新年の御挨拶とさせて頂きます。



# 各事務所紹介



## 銀座事務所



所長 松本 康之  
〒104-0061  
東京都中央区銀座1-19-14  
ホームスト木箱ビル  
TEL: 03-3561-7501  
〔無料相談日〕  
毎月第1・3金曜日  
受付10:00～15:00

## 新宿事務所



所長 藤原 知実  
〒160-0004  
東京都新宿区四谷2-10-1  
太郎ビル  
TEL: 03-5919-1725  
〔無料相談日〕  
毎月第1・3月曜日  
受付10:00～15:00

## 武蔵野事務所



所長 両角 直樹  
〒180-0006  
東京都武蔵野市中町1-20-8  
大樹生命ビル  
TEL: 0422-50-1300  
〔無料相談日〕  
毎週水曜日  
受付10:00～15:00

## 小金井事務所



所長 谷合 譲太  
〒184-0003  
東京都小金井市緑町5-5-4  
TEL: 042-385-6630  
〔無料相談日〕  
事前予約制により随時

## 昭島事務所



所長 榎本 修  
〒196-0024  
東京都昭島市宮沢町471  
TEL: 042-541-3906  
〔無料相談日〕  
毎月第1・3木曜日  
受付10:00～15:00

## さいたま事務所



所長 村山 泉  
〒338-0001  
埼玉県さいたま市中央区上落合  
6-5-10  
TEL: 048-853-7900  
〔無料相談日〕  
毎月第3月曜日  
受付10:00～12:00

## 所沢事務所



所長 野澤 隆男  
〒359-1111  
埼玉県所沢市緑町1-17-19  
北斗ビル  
TEL: 04-2903-8663  
〔無料相談日〕  
事前予約制により随時

## 熊谷事務所



所長 橋本 直樹  
〒360-0031  
埼玉県熊谷市末広3-12-10  
T.Sビル  
TEL: 048-528-6630  
〔無料相談日〕  
事前予約制により随時

## 足利事務所



所長 氏家 健二  
〒326-0024  
栃木県足利市若草町3-13  
TEL: 0284-44-0535  
〔無料相談日〕  
事前予約制により随時

## 佐久事務所



所長 井出 俊一  
〒384-1301  
長野県南佐久郡南牧村  
海尻2306-1  
TEL: 0267-96-2403



# 税 務 特 集



## 令和5年10月1日より 消費税にインボイス制度が導入されます

### ★消費税納税額の計算方法

原則として

$$\begin{aligned} & (\text{消費税のかかる売上・収入等}) \times 10\% \\ & - (\text{消費税のかかる仕入・経費・設備投資等}) \times 10\% \\ & = \text{納付すべき消費税額} \end{aligned}$$

という計算式で計算されます。

### ★現行の取り扱い

上記計算式のうち（消費税のかかる仕入・経費・設備投資等）についてはその支払相手先がどのような者（消費税課税事業者、消費税免税事業者、消費者）であれ、帳簿等に必要事項を記載し区分記載請求書等（レシート、領収書、請求書等）の保存があれば納税額計算上控除を受けることができるのです。

### ★令和5年10月1日以降の取り扱い

ところが来年の10月1日以降については支払相手先によっては（消費税のかかる仕入・経費・設備投資等）について納税額計算上控除を受けることが出来なくなるのです。

消費税課税事業者のうち適格請求書等（インボイス）発行事業者の登録を受けた者に対する支払いでインボイスの保存と一定の帳簿記載要件を満たしたもののみが納税額計算上控除を受けることができることとなり、それ以外の者（消費税免税事業者、消費者、消費税課税事業者でも適格請求書等発行事業者の登録を受けていない者）に対する支払いは納税額計算上控除を受けることが出来なくなるのです。（ただし経過措置あり）

その結果として消費税免税事業者は商取引から排除されてしまい、多くの免税事業者はやむを得ず自ら課税事業者を選択せざるを得なくなるでしょう。また、消費税課税事業者は取引先が適格請求書等発行事業者なのか否かを確認したうえで取引を行う必要があります。

当初税率3%でスタートした消費税ですがその後の改正により3%→5%→8%→10%と税率がアップされてきました。消費者が負担したにもかかわらず国庫に納入されずに免税事業者の手許に残る「益税」の問題はもはや無視できないものとなってきたのです。

なお、基準期間の課税売上高が5000万円以下の課税事業者に選択的に認められている簡易課税制度を採用している事業者は（消費税のかかる売上・収入等）にみなし仕入率を適用して納付消費税額を計算するため取引相手が適格請求書等発行事業者であるか否かやインボイスの保存と帳簿記載について消費税計算上は関係してきません。（法人税等の税額計算や会社法上は大いに問題となりますが・・・）



## ★登録申請受付はもう始まっています

貴社が商取引から排除されてしまつては大変です。消費税課税事業者であるならば適格請求書等発行事業者の登録を受けるべきです。登録申請の受付は令和3年10月1日より既に始まっています。登録が認められると「T+数字13桁（法人の場合は法人番号、個人事業者の場合はマイナンバーではない数字）」の登録番号が発行され、あわせて国税庁ホームページにその旨が公表されます。

適格請求書等発行事業者は自ら発行する適格請求書等に当該「T+数字13桁」の登録番号を記載しなければなりません。

またこれから取引しようという相手先が法人の場合、適格請求書等発行事業者なのか否か国税庁のホームページで確認することが出来ます。

令和5年10月1日から登録事業者となるためには遅くとも令和5年3月31日までに登録申請を済ませる必要があります。あわてる必要はないのかもしれませんが、あまり悠長に構えているわけにもいきません。

## ★免税事業者はどうする？

上記のとおり消費税課税事業者は免税事業者へ支払いをしても納税額計算上控除を受けることは出来なくなります。現在免税事業者である場合はどうすればよいのかを考えてみましょう。

今回の改正で厳しい状況におかれることとなりますが、必ずしも自ら課税事業者を選択して適格請求書等発行事業者登録をしなければならないというわけではありません。納税額計算上の控除を受けられないと排除されかねないのはBtoB取引の場合です。一般消費者のみを得意先とするBtoC取引については相手は消費税の申告を行いませんので取引上問題はありません。また土地・居住用不動産の賃貸業や調剤薬局など非課税売上のみを収入とする免税事業者もわざわざ課税事業者を選択して適格請求書等発行事業者になる必要性は低いでしょう。

## ★経過措置

令和5年10月1日からのインボイス制度の導入に対して激変緩和対策として経過措置が設けられています。具体的には令和5年10月1日～令和8年9月30日は仕入税額相当額の80%、令和8年10月1日～令和11年9月30日は仕入税額相当額の50%につき一定要件のもと適格請求書等発行事業者以外への支払いについても納税額計算上控除を受けることができます。

会計ソフトへ取引を入力する際、適格請求書等発行事業者への支払いとそれ以外の者への支払いを分けて入力するなど入力作業が煩雑になります。

## ★準備はお任せください

適格請求書等発行事業者の登録申請、請求書・領収書の書式の準備、システムの導入・改修、免税事業者はどうするのかの判断などやらなければならないことがたくさんあります。当事務所ではお客様に安心してご相談いただけるように職員教育を行い万全の事前準備をしております。どうぞお気軽に当事務所担当者にご相談ください。



# 経営改善支援事業



## アフターコロナ時代の銀行との付き合い方

新年あけましておめでとうございます。  
私は株式会社スペースワン代表の徳永と申します。

東京さくら会計事務所様の「財務」「資金繰り」「銀行融資」「事業再生」顧問を担当しております。

今般、紙面をお借りしまして、長期化するコロナ禍の中で、銀行融資はどう変化してきて、関与先の皆様は何を気を付けてこの時代を乗り越えるべきかについてお話させていただきます。

### ▽ コロナ前と比べて銀行の融資スタンスは厳しさを増している

一昨年から実施された「コロナ特別融資」にて企業・個人向けに多額の融資が出ました。  
一昨年ではとにかく早く資金を出すことが第一義とされ、細かい審査は行なってきませんでしたが、昨年からコロナ2年目では、融資スタンスが一気に厳しくなっております。

その理由は「返済の道筋が見えないから」に収斂されます。

コロナ特別融資を受けた企業の多くは、コロナ前の既往債務と合わせると、債務額は膨張しており、返済の源となる「売上・利益」の回復が見えない中で返済の懸念は大きくなっています。

銀行としても、「コロナ禍で売上が回復しない」「黒字になれない状況」を頭では理解しておりますが、さらに追加融資となると簡単にリスクを引き受ける状況にはありません。

「プロパー融資が難しくても、保証協会保証付きなら借りられるのでは？」と思われる経営者も多いと思いますが、「コロナ特別融資」は「一般保証枠」とは“別枠”対応だったにせよ、コロナ前に既に一般枠の多くを利用していることから、保証協会も追加融資には及び腰になっているのが実情です。

コロナ3年目となる今年においては、銀行借入に依存しない資金繰りに変えていくことが求められていると言っても過言ではないでしょう。

つまり、新たな融資が受けられないのであれば、リスケジュールを行い、事業再構築を図る時間を得ることも選択肢のひとつになります。

### ▽ コロナを言い訳にする時間はもう終わった

まだまだコロナ前の売上を回復していない企業も多いと思いますが、「コロナだから・・・」の言い訳をする時間は終わりました。

銀行としては、今期は「減収増益（黒字回復）」の実績を求めています。

さらに、アフターコロナを見据えたビジネスモデルの変革を求め、その礎となる「事業計画書」が必須となってきます。

事業計画書の中で押さえておくべきポイントは以下の3点です。

- ビジネスモデルの原点から見直し、これからどういうモデルを目指すのか？
- 過去の売上構造を分析し、これからどういった顧客と取引を行い、どんな商品・サービスを提供するのか？
- 売上・利益計画を数字で表現したらどうなるのか？

つまり、アフターコロナ時代で、自分はどう変化し、時代にどう適応し、売上と利益をどうやって構築していくのかのプロセスが求められます。

これは何も銀行の為ではなく、企業存続として赤字を続けるわけにはいきません。「ウィズコロナ・アフターコロナにおける新たな時代を生き抜くためにどうしていくのか？」その答えを求められているのです。

## ▽ これからの銀行融資のキーワードは「官民協調」

これまでお話してきたように銀行融資のスタンスは厳しさを増しております。では、かかる状況下を乗り切る手段として「官民協調」の支援体制がキーワードになります。

「官」とは日本政策金融公庫・商工中金であり、「民」とは民間金融機関を指します。

つまり、どちらかがリスクを丸抱えするのではなく、「官」「民」お互いに企業を支えていこうということです。

具体的には「コロナ劣後ローン」「伴走型支援融資制度」などがあります。詳細につきましては各担当者に質問してみてください。

## ▽ 一人で悩まないでお気軽にご相談ください

今後の銀行融資は、これまでの融資の考え方を変えることが必要な部分もあり、自社の財務内容・銀行取引状況・自社の将来図を含めた総合的な判断が必要です。

東京さくら会計事務所様においては、各担当者で分からない部分は、私にアドバイスを求められる体制になっておりますので、お気軽にご相談ください。

### <寄稿者プロフィール>

**徳永 貴則**（株式会社スペースワン 代表取締役）

1972年佐賀県出身

明治大学政治経済学部を卒業し、大和銀行（現りそな銀行）に入行。

本店融資部での経験もあり、審査部門での経験も豊富にある。

2000社ほどの銀行融資に携わった経験を生かし、財務コンサル会社に転じる。その後、株式会社スペースワンを立ち上げ独立。

多くの銀行融資コンサルティングのみならず、事業再生や経営改善のアドバイスを行っている。

<https://financial-advise.net/>



# 事務所だよりコーナー



## ❖ 所沢事務所のご案内

当事務所は、西武新宿線新所沢駅から徒歩3分の好立地な場所にあります。

昭和58年1月に開業し、平成22年9月からは野澤会計事務所としてご愛顧賜りましたが、昨年9月より税理士法人東京さくら会計事務所の一員となりました。



スタッフは所長を含め9名になります。事務所も引っ越しまして、駅近になりました。雰囲気も変わりましたので、ぜひぜひお立ち寄りください。



## 編集後記



旧年は新型コロナウイルス感染症の第3波の中での年明けでした。そしていったん感染者数が改善し収束方向に見えるような状況から、その前の波を凌駕するような勢いで第4波、第5波と感染状況が拡大して行きました。

その最中で1年延期されていたオリンピックとパラリンピックが無観客で開催され、日本はオリンピック、パラリンピック合わせて、過去最多となる109ものメダルを獲得することとなり、新型コロナの感染拡大に暗くなっていた国内に明るい話題をもたらしました。

また、その前後から日本でも新型コロナのワクチン接種が飛躍的に進み、秋口になると感染者が激減し長く続いていた飲食店やイベント等への制限も段階的に緩和されることとなりました。

そのような中で新年を迎え、感染症対策を取りながらも日常を回復していくこととなるのではないかと思います。

本年がそのような年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

## ◎ アクセスMAP



所在地：〒359-1111 埼玉県所沢市緑町1-17-19  
北斗ビル

## 税理士法人 東京さくら会計事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座1-19-14  
ホームスト木箱ビル  
TEL 03-3561-7501  
FAX 03-3567-5677

印 刷 株式会社 税 経